

上尾市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

上尾市長 畠山 稔

### 上尾市規則第35号

上尾市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則等の一部を改正する規則

(上尾市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 上尾市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成18年上尾市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前2項に規定する申請」を「法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による指定の申請並びに法第78条の12及び第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による指定の更新の申請」に、「第3号様式」を「第1号様式」に、「第4号様式」を「第2号様式」に改め、同項を同条とする。

第4条を削る。

第5条中「上尾市地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業指定辞退届出書(第8号様式)により、」を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別表を削る。

第1号様式及び第2号様式を削り、第3号様式を第1号様式とし、第4号様式を第2号様式とする。

第5号様式から第8号様式までを削る。

(上尾市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 上尾市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則(平成18年上尾市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申請」を「手続」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項に規定する申請」を「法第115条の22第1項の規定に

よる申請」に、「第2号様式」を「第1号様式」に、「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同項を同条とする。

第4条を削る。

第5条の見出し中「申請等」を「手続等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項に規定する申請」を「法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による指定の更新の申請」に、「第8号様式」を「第3号様式」に、「第9号様式」を「第4号様式」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条を削り、第9条を第7条とする。

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、第3号様式を第2号様式とする。

第4号様式から第7号様式までを削る。

第8号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を第3号様式とする。

第9号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を第4号様式とする。

第10号様式及び第11号様式を削る。

(上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部改正)

第3条 上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則(平成29年上尾市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「申請等」を「手続等」に改め、同条第1項から第4項までを削り、同条第5項中「第2項又は第4項に規定する申請書の提出」を「法第115の45の5第1項の規定による指定の申請又は法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請」に、「第3号様式」を「第1号様式」に、「同項の」を「当該」に改め、同項を同条とする。

第15条の見出し中「届出等」を「手続等」に改め、同条第1項中「第12条第1項から第4項までの規定により市長に提出した申請書又は書類の」を「法第115の45の5第1項の規定による指定の申請又は法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請に係る」に改め、

「、上尾市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（第4号様式）により」を削り、同条第2項中「、上尾市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（第5号様式）により」を削る。

第16条中「第6号様式」を「第2号様式」に改める。

第21条第1項中「第7号様式」を「第3号様式」に改める。

別表第1アの項中「訪問型サービス費Ⅰ」を「訪問型サービス費11」に改め、同表イの項中「訪問型サービス費Ⅱ」を「訪問型サービス費12」に改め、同表ウの項中「訪問型サービス費Ⅲ」を「訪問型サービス費13」に改め、同表エの項からキの項までを次のように改める。

エ	訪問型サービス費21（要支援状態区分が要支援1又は要支援2である者及び事業対象者を対象とし、標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合）	1回につき287単位。ただし、1月につき3,645単位を限度とする。
オ	訪問型サービス費22（要支援状態区分が要支援1又は要支援2である者及び事業対象者を対象とし、生活援助が中心である場合で、所要時間が20分以上45分未満のとき。）	1回につき179単位。ただし、1月につき3,645単位を限度とする。
カ	訪問型サービス費23（要支援状態区分が要支援2である者及び事業対象者を対象とし、生活援助が中心である場合で、所要時間が45分以上のとき。）	1回につき220単位。ただし、1月につき3,645単位を限度とする。
キ	訪問型サービス費（短時間サービス）（要支援状態区分が要支援1又は要支援2である者及び事業対象者を対象とし、主に身体介護を行う場合）	1回につき163単位。ただし、1月につき3,645単位を限度とする。

別表第1に次のように加える。

チ	口腔連携強化加算	1回につき50単位。ただし、1月につき1回を限度とする。
ツ	訪問型サービス費11日割（要支援状態区分が要支援1又は要支援2である者及び事業対象者を対象とし、週1回程度サービスを実施した場合）	1日につき39単位
テ	訪問型サービス費12日割（要支援状態区分が要支援1又は要支援	1日につき77単位

	2である者及び事業対象者を対象とし、週2回程度サービスを実施した場合)	
ト	訪問型サービス費13日割（要支援状態区分が要支援2である者及び事業対象者を対象とし、週2回を超える程度サービスを実施した場合)	1日につき123単位

別表第1備考第3項中「キまで」の次に「及びツからトまで」を、「この項」の次に「から第5項までにおいて」を加え、同表備考中第11項を13項とし、第7項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、同表備考第6項中「キまで」の次に「及びツからトまで」を加え、同項を同表備考第8項とし、同表備考第5項中「キまで」の次に「及びツからトまで」を加え、同項を同表備考第7項とし、同表備考第4項中「キまで」の次に「及びツからトまで」を加え、同項を同表備考第6項とし、同表備考第3項の次に次の2項を加える。

- 4 費用区分アからキまで及びツからトまでについて、同一敷地内建物等に居住する者又は訪問介護員等によるサービスを実施する事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、訪問介護員等によるサービスを実施した場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。
- 5 費用区分アからキまで及びツからトまでについて、同一敷地内建物等に居住する者又は訪問介護員等によるサービスを実施する事業所における1月当たりの利用者が同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（同一敷地内建物等を除く。）訪問介護員等によるサービスを実施した場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

別表第1備考に次の1項を加える。

- 14 費用区分アからキ及びツからトまでについて、虐待の発生又はその再発を防止するための措置等が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。

別表第2アの項中「187単位」を「183単位」に改める。

別表第4アの項中「通所型サービス費」を「通所型サービス費11」に、

「1, 672単位」を「1, 798単位」に改め、同表イの項中「通所型サービス費」を「通所型サービス費12」に、「3, 428単位」を「3, 621単位」に改め、同表ウの項中「通所型サービス費」を「通所型サービス費21」に、「384単位」を「436単位」に改め、同表エの項中「通所型サービス費」を「通所型サービス費22」に、「395単位」を「447単位」に改め、同表ネの項中「（運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき+100単位）」を削り、同表に次のように加える。

メ	通所型サービス費11日割（要支援状態区分が要支援1である者及び事業対象者を対象とし、週1回程度サービスを実施した場合）	1日につき59単位
モ	通所型サービス費12日割（要支援状態区分が要支援2である者及び事業対象者を対象とし、週2回程度サービスを実施した場合）	1日につき119単位
ヤ	通所型独自一体的サービス提供加算	1月につき480単位

別表第4備考第1項中「エまで」の次に「、メ及びモ」を加え、同表備考第2項中「エまで」の次に「、メ及びモ」を加え、「70/100」を「100分の70」に改め、同表備考第3項中「エまで」の次に「、メ及びモ」を加え、同表備考第4項中「エまで」の次に「、メ及びモ」を加え、同表備考第5項中「エまで」の次に「、メ及びモ」を加え、同表備考第7項中「ヒまで」の次に「及びメからヤまで」を加え、同表備考第8項中「ハまで」の次に「及びメからヤまで」を加え、同表備考第11項中「別表第1備考第10項」を「別表第1備考第12項」に改め、同表備考に次の2項を加える。

12 費用区分アからエまで、メ及びモまでについて、虐待の発生又はその再発を防止するための措置等が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。

13 費用区分アからエまで、メ及びモまでについて、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。

別表第5通所型サービスAに要する費用の項中「327単位」を「374単位」に改める。

別表第7アの項中「438単位」を「442単位」に改め、同表イの項

中「338単位」を「342単位」に改め、同表ウの項中「438単位」を「442単位」に改め、同表備考に次の1項を加える。

4 費用区分アからウまでについて、虐待の発生又はその再発を防止するための措置等が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。

第1号様式及び第2号様式を削り、第3号様式を第1号様式とする。

第4号様式及び第5号様式を削り、第6号様式を第2号様式とし、第7号様式を第3号様式とする。

(上尾市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第4条 上尾市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則(平成30年上尾市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申請」を「手続」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項に規定する申請」を「法第79条第1項の規定による申請」に、「第2号様式」を「第1号様式」に、「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同項を同条とする。

第4条を削る。

第5条の見出し中「申請等」を「手続等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項に規定する申請」を「法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による指定の更新の申請」に、「第8号様式」を「第3号様式」に、「第9号様式」を「第4号様式」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、第3号様式を第2号様式とする。

第4号様式から第7号様式までを削り、第8号様式を第3号様式とし、第9号様式を第4号様式とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。